

岩手県告示第50号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
宿戸加入区	総トン数10トン未満の漁船漁業及び定置漁業
小子内浜中野加入区	定置漁業
久慈市加入区	定置漁業
野田村加入区	定置漁業
普代村加入区	定置漁業
田野畑村加入区	定置漁業
小本浜加入区	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び定置漁業
田老町宮古加入区	定置漁業
重茂加入区	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び定置漁業
織笠加入区	定置漁業
大浦加入区	定置漁業
船越湾加入区	定置漁業
新おおつち釜石湾加入区	定置漁業
釜石東部加入区	定置漁業
唐丹町加入区	小型いか釣り漁業及び定置漁業
吉浜加入区	総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業及び定置漁業
越喜来加入区	定置漁業
綾里加入区	定置漁業
赤崎加入区	定置漁業
広田町加入区	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び定置漁業
小友加入区	定置漁業
高田町加入区	定置漁業